令和5年度「わかやまこどもエコチャレンジ事業」審査要領

県環境生活総務課

この要領は、「わかやまこどもエコチャレンジ事業」募集要領に基づき、令和5年度に子供たちから応募のあった活動レポート（以下「応募作品」という。）について、優秀なものを選考し、表彰するための審査方法について定める。

1．表彰の種類

（1）最優秀賞、優秀賞、奨励賞（個人）

（2）学校賞（団体）

2．表彰内容及び審査方法

（1）最優秀賞、優秀賞、奨励賞（個人）について

最優秀賞1点、優秀賞2点、奨励賞5点とする。審査員方法は以下のとおりとする。

A．予備審査

予備審査では、環境生活総務課が、応募作品の中から本審査の対象となる作品（以下「佳作」という。）を選出する。

B.本審査

本審査では、3に規定する本審査員が、別に定める審査手順及び審査基準に基づき、佳作の中から入賞作品を決定する。

（2）学校賞（団体）について

児童生徒数に対する活動レポートの提出率の多い学校を表彰する。環境生活総務課で判定する。

3．本審査員

以下のいずれかに該当する4名程度を本審査員とする。

（1）環境問題について専門的知識を有する者

（2）環境問題についての意識が高く活動している者

（3）初等教育における環境教育施策について専門的知識を有する者

4．表彰

学校賞の受賞校には賞状を、最優秀賞、優秀賞、奨励賞の受賞者には、賞状と副賞を贈る。

5．展示

表彰された作品は、イベント等で展示を行い、広く周知する。